

令和7年(2025年)第6回ニセコ町議会臨時会

令和7年(2025年)7月22日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第1号 請負契約の締結について
(令和7年度ニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪寒冷地での熱利用の
ポテンシャル調査事業)
- 6 議案第2号 請負契約の締結について
(ニセコ町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事)
- 7 議案第3号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 8 発議第5号 前原孝植議員に対する議員辞職勧告決議について

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 高瀬浩樹 | 2番 大野幹哉 |
| 3番 高木直良 | 5番 前原孝植 |
| 6番 小松弘幸 | 7番 斉藤うめ子 |
| 8番 木下裕三 | 9番 篠原正男 |
| 10番 青羽雄士 | |

○欠席議員(1名)

- 4番 榊原龍弥

○出席説明員

- | | |
|----------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 会計管理者 | 藤志伸 |
| 総務課長 | 福村一広 |
| 消防庁舎整備室長 | 黒瀧敏雄 |
| 企画環境課長 | 桜井幸則 |
| 企画環境課参事 | 阿南孝宏 |

町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	山口丈夫
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	馬淵由香
商工観光課参事	市原俊樹
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	石山康行
上下水道課参事	森玲子
総務係長	佐々木一茂
財政係長	浅井理登
教育長	片岡辰三
総合教育課長	淵野伸隆
総合教育課参事	中川博視
こども未来課長	齊藤徹
高校教育係長	松田真啓
代表監査委員	佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長	加藤紀孝
書記	佐藤秀美

○議長（青羽雄士君） 報道機関から本日の会議中、取材のため撮影及び録音の許可を求められていますので、これを許可することにしたいと思います。

なお、会議の撮影や録音については、会議規則及び傍聴規則により、議長が許可したもの以外は全て禁止されています。また、無断で撮影、録音した内容を外部に漏えいさせることも法令違反となりますので、あらかじめお知らせしておきます。

開会 午前9時55分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、2番、大野幹哉君、3番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者は、町長、片山健也君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業

委員会事務局長、山口丈夫君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、上下水道課参事・企画環境課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、中川博視君、こども未来課長、齋藤徹君、高校教育係長、松田真啓君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

次に、榊原龍弥議員から所用のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、福村一広君。

○総務課長（福村一広君） 改めましておはようございます。本日は副町長が公務出張により不在としておりますので、私のほうから説明をさせていただくこととなりますので、今日1日よろしく願いいたします。

まずファイルナンバー001の1ページをお開きください。日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件でございます。

承認第1号は、本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のいとまがないときなど特定の場合に、町長が議会にかかわって事件の処分するもので、今回7月8日付で行った専決処分の件の承認についてでございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年7月22日提出、ニセコ町長 片山健也。

2ページ目でございます。専決処分書でございます。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算について。

地方自治法100第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月8日、ニセコ町長 片山健也。

3ページでございます。令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564万7,000円を追加し、歳入歳出予算書の総額を歳入歳出それぞれ107億3,541万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分に、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月8日、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、4ページの第1表から6ページまでは記載のとおりとなっておりますので、ご覧いただければと思います。

7ページ、事項別明細書の歳出ですが、今回の補正額564万7,000円は全て一般財源、前年度繰越金で賄っております。

8ページをご覧ください。まず歳入ですけれども、今回補正の財源は、564万7000円の全てを前年度繰越金から充当してございます。

続いて9ページをご覧ください。歳出についてご説明させていただきます。まず、4款2項2目塵芥処理費、11節の手数料29万9,000円については、一般廃棄物最終処分場について水処理設備の運転が停止したため調査したところ、水処理施設の制御盤のPLC（プログラムコントローラー）の一つにエラーが発生しているということが発見されました。ただ、PLCのエラーが機械的な故障なのか、またはプログラムの故障になるか、原因が不明であることから早急にその原因調査をする必要があり、この費用を専決処分させていただいております。

続いて10ページをご覧ください。7款1項2目14節の綺羅乃湯営繕工事214万2,000円ですけれども、綺羅乃湯の和風と洋風の両浴室の換気扇から異音が発生しておりまして、利用者からも苦情が来ておりました。経年劣化によるものと推測され補修が必要と判断し、補修に係る工事費用を補正しております。綺羅乃湯は災害時の避難施設であることから、早急な対応が必要と判断して専決を行ってございます。なお、財源として特別交付税、交付税措置7割を申請することとしてございます。

続いて、11ページをご覧ください。8款7項11目住宅管理費、11節の火災保険料14万4,000円については、公営住宅の火災保険料の補正となります。当初予算時に算定のある誤りがございまして、再度積算し直した結果、保険料が不足するなどのことが判明しましたので、早期に保険料の支払いを行う必要があるため専決をさせていただいているところでございます。

続いて12ページをご覧ください。10款4項3目18節全国高等学校定時制通信制各種大会出場経費補助306万2,000円は、毎年開催される全国高等学校定時制通信制体育大会のバスケットボール・バレーボール・陸上競技の3種目においてニセコ高校の全国大会出場が決定しましたが、早急にその準備を進める必要があったことから、必要に関わる生徒29人、引率4人分の旅費を含む参加費用を専決させていただいております。

最後に、タブレット999-1の補正予算資料No.1に今回の専決補正に伴い、一般会計に変更が生じております変更後の各会計の総括、一般会計の補正予算の内訳などを記載しておりますので、審議の参考としていただきたいと思います。

これで承認第1号の説明を終わります。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 9ページの最終処分場に関する手数料の件です。今回、不具合の原因について調査するということでもあります。仮に不具合の調査の結果、何がしか計器とかあるいは設備等の交換とか更新とか、必要な場合も生じるとは思うのですが、仮にそうした場合の想定される今後の追加の整備予算、不具合を直すための予算、経費はどのぐらいを想定されているか、今分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えをいたします。

想定されている部品の交換ということになるので、部品でいけば何十万という形にはなると思います。あとプログラムについては、プログラムのほうでちょっと正確な数字は分からないけども、大きな100万200万という単位ではないという想定はしております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度 ニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪寒冷地での熱利用のポテンシャル調査事業）の件から、日程第7、議案第3号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算までの3件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、福村一広君。

○総務課長（福村一広君） 引き続きまして、議案第1号のご説明をさせていただきますが、ファイル002をお開きいただきたいと思います。

日程第5、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度ニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪寒冷地での熱利用のポテンシャル調査事業）のご説明をさせていただきます。

まず議案のほうを説明させていただきます。

議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度ニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪

この事業は、2050年までに地方との連携により脱炭素を目指す国、環境省でございますが、同じく脱炭素を目指す地方自治体に向けた支援事業でありまして、重点対策加速化事業の一環で実施されるものでございます。ニセコ町では令和6年度にこの重点加速化事業の採択を受けまして、令和6年度から6年間で8億8,000万円の補助枠を活用して、自家消費型太陽光発電の導入、事業所や住宅などの再エネの導入や省エネなどを進めるものでございます。

今回の契約は、役場庁舎に太陽光発電設備を設置する事業の契約となります。7月4日に指名選考委員会を開催しておりまして、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事実績等を考慮して、ニセコ町の事業者1社のほか、近隣町村5社の計6社を指名してございます。7月14日に入札を行った結果、ニセコ町内の株式会社本間商店に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は92%でございます。工事期間については、議決の後、令和8年1月30日までを予定してございます。

議案第2号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、ファイル003のデータをお開きいただきたいと思います。議案第3号、補正予算書の1ページとなります。日程第7、議案第3号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。まず議案書の読み上げを行います。

議案第3号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ316万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,858万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月22日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。2ページの「第1表 歳入歳出補正予算」の歳入から4ページまでについては記載のとおりとなっておりますので、後ほどご覧ください。

5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出ですが、今回の補正額合計316万3,000円の財源については、全て一般財源、前年度繰越金で賄います。

それでは歳入のほうからご説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。20款1項11目1節の前年度繰越金316万3,000円の計上でございます。このたびの補正予算は、全て前年度繰越金で賄います。今回の補正により、前年度繰越金の残額は6,659万6,000円となります。

続いて、歳出の説明を行います。7ページをご覧ください。2款1項2目自治振興費、18節の地域コミュニティ施設補助35万3,000円については、中央連合町内会が所有し管理する中央会館について地域のコミュニティ施設の活動支援として、エアコンの設置費用の一部を補助するものでございます。なお、事業費121万円に対しましては、国の脱炭素再エネ推進事業補助が2分の1、今回の町の補助が4分の1、自己負担が4分の1という構成になってございます。中央会館はコミュニティ施設であるとともに、役場備品を含め防災関連機器類を保管する自主防災活動の拠点としても位置

づけられてございます。

その下、16目14節の地域コミュニティセンター修繕工事78万6,000円は、福井地区コミュニティセンターの玄関横の外壁と玄関付近の軒天などについて、雨水や落雪により施設が損傷しており、地域の皆さんから修繕してほしいとの要望がありました。このことから、修繕工事を実施するための補正となっております。

続いて8ページをご覧ください。3款1項2目18節のニセコハイツデイサービスセンター設備更新等事業補助176万円は、ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツにおいて、入所者の適切な服薬の管理のために自動錠剤供給装置を購入する費用となっております。この自動錠剤供給装置の導入によって複数の薬を一本化、一つにまとめることができまして、ラベルに表示されるバーコードの読み取りで服薬作業をする際に利用者情報の確認と記録が可能となります。これは離職者による職員補充が厳しいニセコハウスにおいて人材不足の緩和に対応するとともに、誤った服薬の防止、業務効率化などを早急に進める必要があることから、安定的に施設を運営させるためにも必要な補正となっております。

その下、2項2目児童福祉施設費、10節の修繕料6万6,000円は、こども館玄関扉の修繕に要する費用でございます。

こども館玄関扉は引き戸でございますが、経年劣化により建付けの悪化に加え、接合部のパッキンも劣化し損傷していることから扉が締りにくく、電子ロックの反応にも支障を来しているということで早急に修繕を必要としているものでございます。

続いて、9ページをご覧ください。4款2項2目塵芥処理費、11節の手数料19万8,000円については、地域からの要望などがあり、今後ダストボックスの新規設置、移設、更新の予定が6か所ほどございます。当初予算額では不足するということから補正が必要と判断して、今回補正をさせていただくものでございます。

最後に、これら令和7年度の補正予算は、フォルダー999-1の補正予算資料No.2に内容を整理してございますので、ご審議の参考としていただければ幸いです。

議案第3号については、説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時38分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度ニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪寒冷地での熱利用のポテンシャル調査事業）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） 議案第 1 号に対して質問させていただきます。こちらニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪寒冷地での熱利用のポテンシャル調査事業の金額ですが、大きな金額となっております。1 億 3,000 万となっておりますが、まずこれをなぜ町がしなければいけないのかということをお聞きしたいのですけれども、こちらのプロジェクト自体はニセコ町単独でのことでしょうか、それとも後志隣接町村との広域連携である調査事業なのでしょう。まず、このことをお聞きしたいです。金額からしても 1 億 3,000 万という金額ですので、5,000 人のニセコ町に対して単独で行うプロジェクトなのかというのが疑問を生じ得ます。道庁、国プロのでやるものではないでしょうか、というのをまずお聞きできますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

この事業はニセコ町の単独の事業となります。今回の事業内容につきましては、ここに書いてあるとおりのことなんですけれども、実際に熱を採取できるような穴を掘るという作業で、今のところ予定では 2 か所程度を考えてございます。それらにかかる経費が 1 億にながしというような金額になっているというところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3 番（高木直良君） 今回の契約方式については公募式、プロポーザル方式ということで、先ほどのご説明で 2 社手が挙がって、それで審査をした結果であるということではありますが、できれば今回契約する相手となっている会社と、それからもう 1 社プロポーザルがあったと思いますけれども、主な相違点といいますか、契約相手のほうがここが優れているというような審査の中身、こういうところが優れているのでこの会社に決定するという結果が出たということではありますが、簡潔で結構ですので、どこがどう優れていたかよろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

今回、2 社からのプロポーザルの提案がございまして、大きく相違する点といたしましては、どちらも穴を掘った調査というのも加味されていたんですけれども、一社につきましては穴を実際に掘るといふところよりも、それ以前の調査に注力をするといったようなところがありました。もう一社については、実際に穴を掘った現実的な調査、それから今後に向けての取組みを行うというような提案のところが一番大きな違いだったかというふうに感じてございます。

それでこの審査会のほうでは、調査もちろん必要ではあるものの、実際にやはり掘った上でそれに対応した利活用なども考えていくってところが必要かなというところで、この越前屋試錐工業のほうにという決定がなされたところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 内容については分かりました。それで、先ほどの報告のように3月末まで、中旬までですか、工期がございませけれども、例えば中間で今どんな状況かというようなことを町民にお知らせするとか説明会を催すとか、そういうような状況報告みたいなことを中間でやられるという可能性はないでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 現在、途中での町民に向けての経過報告というのは想定してございませんでした。ただ、我々の内部といたしましては、適切な調査事業が進んでいることを確認する上でも定例的なミーティングというかな、打合せは月1回以上行うという予定をしておるところでございました。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前原孝植議員。

○5 番（前原孝植君） こちらニセコ町単独っていうことを聞きましたので、単独であればやる必要がないのではないかと思います。

○議長（青羽雄士君） 次に本件に対する賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（令和7年度ニセコ町エネルギー構造高度化に向けた豪雪寒冷地での熱利用のポテンシャル調査事業）の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（7名起立）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 請負契約の締結について（ニセコ町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前原議員。

○5 番（前原孝植君） ニセコ町役場庁舎の太陽光発電設備等設置工事の金額5,060万に関してですけども、こちら北海道において太陽光パネルを設置ということなんですけども、費用対効果についてお聞きします。5,060万という金額なんですけども、ニセコ町の電気何年分の金額がこちらの5,000

万に相当するのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 今回のこの太陽光発電設置につきまして、効果という点ですけれども、まず今回役場庁舎につけて、この発電は全て役場庁舎内で使う、いわゆる自家消費という形をとるんですけれども、現在役場庁舎が使用している電気料、使っている量につきましては、年間の役場庁舎の消費電力量が約 19 万 1,000 キロワットアワー、それに対して今回設置予定の太陽光発電での発電量というのが約、5,000 キロワットアワーという形になります。約 19 万に対しまして 5,000 キロワットアワーということで、この役場庁舎で使う電気に対して 27%を賄うというような形になるかと思えます。これをいわゆる電気料金の金額に割り返しますと、基本料の部分と使用料の部分で試算としては年間 130 万程度の削減が見込めるだろうというような試算になってございます。

そして、今回のこの 5,060 万の事業費に対しましては、半分が国からの補助金で、さらにその半分の半分 25%が過疎債というところになってございまして、この過疎債については 70%が交付税措置で充当されるということですので、町からのいわゆる単費での持ち出しというのが 759 万円と考えられます。これに対しまして、先ほど申した電気料の削減金額を割り返しますと、5.6 年での回収というような効果になるのかなというところが現在の試算の状況でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5 番（前原孝植君） ちょっとあのですね、この太陽光発電なんですけれども、今回の参院選 2025 年に対しての焦点でもありましたが、こちらの太陽光のパネルの生産国はどこでしょうか。

また、釧路でも問題になっておりますけれども、この太陽光パネル発電に関しては今日本国民全員がネガティブなイメージを持っております。その中において 19 万キロワットアワーに対して年間 5,000 っていうレベルの発電能力に対して、また 27%ですかね、負担率、これは分かるんですけども、町負担が少なくして設置できるので試算的にはいいというようなお考えなんですけれども、それ以外は国の負担となっておりますけれども、ということは国が負担していただけるのであれば町負担がなければこういったことをしてもよいのかっていうことの、ちょっと道徳的なことをお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 前原議員からのご質問でありましたけど、ご承知のことと思いますが、今私たちの国もそれからニセコ町も脱炭素社会をどうつくるかということを生懸命やっています。2050 年までに CO2 をゼロにする、86%脱炭素社会をつくるということでニセコ町も実は動いています。私ども 2050 年 86%削減すると、できる限りニセコ町内では全てカーボンフリーにするということを目指して、現在取組を進めています。その一環として太陽光を公共施設につけるということでありまして、山林を切り開いて大規模にやることについては多少ネガティブなご意見もあるという前原議員ご指摘のとおりかもしれませんが、役場庁舎の屋上に、それから今後、消防庁舎の屋上にも設置をし、できる限りそういったよそからの大きな電力を使わないで済む地産地消の社会をつくっていきたいという我々の基本的な環境方針でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5 番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。ご理解しました。ただしですね、設置するのは公金が使われます。こちら設置費用に関しては、国民の血税です。年間に対して 130 万円の電気料金ということは、5,000 万使うとなれば何年分ですかね、40 年分ですかね。今回この太陽光パネルに関しては、何年もつんでしょうか。40 年稼働してくれるのであれば採算が合うんですけども、そこから辺お聞かせください。また、この太陽光パネルに関しての生産国を教えてください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 生産国につきましては、まだ特定はされておられません。ただ、うちの仕様書のほうでメーカーはそれに準ずるものという形の仕様書になってございますので、それに基づいたものが納品されるものと想定しているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私どもは大きさにおいて何キロワットアワーという標準で使用しておりますので、特に生産国の指定はしておりません。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前原議員。

○5 番（前原孝植君） はい、質問させていただいた中の内容全てなんですけれども、生産国も分からないものをここニセコ町の庁舎に設置するつもりはございません。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

高木委員。

○3 番（高木直良君） 本件についてはですね、この新庁舎を建設する時点からこの屋上空間を利用して太陽光発電を行うという計画がありました。また、ご存じかと思いますが、現在の町民センターの屋上にも追尾型の太陽光パネルが設置されております。それで先ほど釧路湿原でのメガソーラーが大問題で、それを市としては中止するよう求めたということではありますが、これと全く同じレベルで考えるというのは私は間違いだと思っております。現在、例えば東京都においては新築建設に太陽光を義務づけるとか、あるいは先ほど町長から説明がありましたように、日本全体で脱炭素化を進める一つの重要な再生可能エネルギーを活用するツールであるというふうに私も考えております。

それで前原議員の認識の中でちょっとおかしいなと思っておりますのは、例えば太陽光パネルの生産国がどこかということについてこだわりがあるようですけれども、私は一定の水準、質のレベルでこれが適切であるということであれば、これは今契約するかしないかの議論ですので、ここでどこの国のパネルを使うということは決まってないのは当然なんです。ですから、そういうこともよく理解していただきたいなと思っております。

その上で、私は大きく見て、これから太陽光パネルも確かに最終的に処分をどうするかという問

題が含まれているということも含めて、全く問題はゼロとは思いません。しかし、この太陽光という自然のエネルギーを活用して発電をしていくということについて、私は前向きにとらえていいのではないかと思っております。さらに処分については、あと数年すると大量の排太陽光パネルが起きてくるであろうと言われておりますけれども、これに向けて処理処分、あるいは再生可能な金属を取り出すとかそういった技術開発も今進められております。

そういった意味で、少しずつ技術の進歩とその活用の知恵という条件、そういったものを整えていく一つのステップとして、公共施設において積極的に太陽光パネルを雪国においても使っていくということは、前向きな取組ではないかということで、私は賛成したいと思います。以上であります。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 請負契約の締結について（ニセコ町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ハイツにおける自動錠剤供給装置購入の件について伺いたいと思います。もう少し詳しくお聞きしたかったので、質問させていただきます。これはニセコハイツで今回初めて導入するものだと思うんですけども、全員対象になってるのかという状況なのか、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。現在、ニセコハイツに入所されてる方々の服薬につきましては、介護員が二人ついてダブルチェックで飲ませ、間違いがないかというのをチェックし、飲んでいただいた後に手書きで記録簿をつけて記録として残すという形でやっております。これまで議会でのご説明の機会もありましたが、昨今の人件費の上昇とかもありまして、介護員をされる方が少ないという状況が続いており、なかなかそこで二人ついてダ

ブルチェックをするという体制も難しい時期も出てくる状況にある中で、一人ででも飲ませ間違いがないという体制をつくりたいということで、今回この機械を導入したいということは福祉会のほうからのご提案があったというところでございます。

こちらにつきましては、薬を調剤するところで自動的にこの方の薬はこれとこれとこれというのを分けたものが一つの袋に入りまして、それに対して誰誰さんの薬ですという名前の表示だとか、あとバーコード表示がつかます。飲ませる現場については、スマートフォンを使ってバーコードを読み取って、飲ませる方の顔を撮って間違いがないという照合ができる仕様になっております。一人でダブルチェックと同じ効果がある機能を有しているものを導入するということになっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） この自動錠剤供給装置、本当に必要だと思います。今お二人の方がダブルチェックして分けてきたって聞いたんですけども、え、違いますか、後でまた教えてください。それでこれ対象者は一応全員になってるわけですね。それで、高齢者になると薬もいろんな種類があって、しかもタイミングだとかも大変な問題なんですね。それをよくここまでお二人の方で・・・ダブルチェックって大変なんですけど、機械の購入には記録を残すのに大変必要だと思っています。

この機械を購入して176万円ですか。そういう機械ですからやってくださると思うんですけども、もう一つ今ちょっと思ったのは、これニセコハイツの補正予算なんですけども、きらりのほうはまだ入ってないんですね。ちょっと外れてしまったような感じなんですけど、ニセコハイツで今回初めて導入してやるわけですね。いや、お聞きしたかったのは、今までよくお二人の方がチェックして無事にされてきたかと思ってちょっと驚いてるんですけども、絶対必要な装置だと思っています。ただ、これからもっと、さらに必要なところも出てくるかなというふうに思っていますけれども、ちょっとその先のこともちょっと伺いたいなと思いました。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 齊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。調剤につきましては、調剤薬局のほうできちんと誰々さんの分というのを責任を持ってやっておりますので、今回ダブルチェックしてたものを省力化するというのは、飲ませるタイミングのときのダブルチェックを一人でできるような体制を整えようというものでございます。袋に入ってくるんですけども、袋の取り違いでAさんに飲ませなければならなかったものをBさんに飲ませてしまうとかっていうことを、今は二人でチェックして間違いがないねということでやっていますが、それを今回はこの機械を入れて、バーコードと本人チェックをすることによって一人ででもこの薬はこの人ので間違いのないですっていうのを確認できるというものを導入するというところでございます。

今回の導入につきましては、ニセコハイツの入所の方を対象として運用する想定でおりますが、今後についてはその使い勝手を見ながら判断してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、発議第5号 前原孝植委員に対する議員辞職勧告決議について、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、前原孝植議員の退場を求めます。

これにて暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、発議第5号 前原孝植議員に対する議員辞職勧告決議についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小松弘幸議員。

○6番（小松弘幸君） 前原孝植議員に対する議員辞職勧告決議。

前原孝植議員は、これまで町長ほか町職員に対し、また、議長ほか同僚議員や事務局職員に対し、誹謗中傷や侮辱、脅迫的な言動を繰り返し行ってきた。特に本年1月以降は、相手の人格を尊重しない言動や、その立場に配慮しない自己に都合の良い言動、一方的な要求を繰り返している。なおかつ、プライバシー保護など法令遵守の観点を全く欠いて、議場における発言やSNS上で個人名を挙げ、

また、町行政に関する虚偽の情報を流布している。これら論拠を欠いた攻撃的な言動の数々は、多くの人々に精神的又は身体的な苦痛を与え、その尊厳を侵し、業務妨害となり職場環境をも害してきた。

数例を挙げると、本年2月14日には、他の議員や事務局職員に対し「ニセコにいらなくなる」「お前はばかだ」というどう喝を大声で行い、また、2月19日には副町長に対して「ニセコにいらなくしてやる」という脅迫を行い、町職員にも恐怖感を与えている。さらに6月以降には、議会日程を議員と事務局職員が共有する専用サイトや自らのSNS上で、他の議員を繰り返し攻撃している。特に、SNS上での誹謗中傷や一方的要求、脅迫的な投稿が繰り返され、こうした自分勝手な数々の行為に多くの人々が不安を感じ、傷ついている。

これらにより議長から過去2回に渡り注意を受けたにもかかわらず、反省する態度もないまま、本年4月に施行されたニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例や議会ハラスメント防止行動指針にも反する言動を今なおとり続けている。このほか、議員として出席すべき会議に2度無断欠席し、また、議場において会議内容を無断録音して外部に漏えいさせるなど、規律違反も犯している。前原孝植議員のこれらの行為は、善良に暮らす人々の良識や法令を遵守する社会規範に反しており、強く非難すべきものである。他者を攻撃しニセコ町議会の品位をもおとしめる前原孝植議員には、町民の代表者たる議員としての資質や倫理観がないものと断じざるを得ない。

よって、前原孝植議員に対し、自ら議員の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和7年7月22日、北海道ニセコ町議会。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、発議第5号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

高木直良議員。

○3番（高木直良君） 今提起されました前原孝植議員に対する議員辞職勧告決議に賛成する立場から討論を行います。

今回のような、決議は非常に重い意味を持っていますので、発議に賛同した議員の一人として、その所見を簡潔に述べさせていただきたいと思っております。決議の前提となっている前原議員の諸行動については多くの事実がありますが、私自身も直接関わった事実を紹介したいと思っております。前原議員は、

私が編集委員長をしている議会だより編集委員四人のうちの一でありまして、副委員長です。しかし、彼の分担した今年2月発行の記事、取材等の責務があったわけですが、それを途中で放棄いたしました。また、6月発行の反問権を使った記事に関しては編集委員長の独断であると。これは編集委員会で確認した事項であるにもかかわらず、委員長の独断であるということをもって、私の所属する政党の中央機関に電話で訴え出ました。こういった、私としては考えられない行為を行ったわけでありまして。こうしたことに象徴されますように、冷静な議論を通じて物事を決めていく、あるいは書き決めて確認したことを実行するという当たり前のことをしないで、大声での攻撃や直接関係のない人まで巻き込んで恫喝に使う、こうした行為は議員としてはもちろんですが、社会人として決して許されるものではございません。

今回の決議に賛成するに際しまして、私は改めて町会議員が町民の負託にこたえ、ニセコ町が住民の諸権利、基本的人権を守り、安心して暮らし、そして住み続けられるまちになるよう活動すること、これを改めて決意を新たにしていきたいということを申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第5号 前原孝植議員に対する議員辞職勧告決議についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をとります。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（青羽雄士君） 前原孝植議員の退場を解きました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて令和7年第6回ニセコ町議会臨時会を閉会します。
ご苦労様でした。

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 大 野 幹 哉 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)